

## 9 月 1 3 日に合意された諮問事項について

9 月 1 3 日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項が以下のとおり決定した。

## 【継続審議中の諮問事項】

番号	要 旨
6	<p><b>特別会計の予算審査・決算調査特別委員会分科会については、必要な場合、別途日程を設けることができることとする</b></p> <p><b>提案理由</b> 健康福祉委員会関連の一般会計の他に 3 特別会計の審査を行うのは、時間的に不十分であると考えため提案する。</p>

## 【初回審議の諮問事項】

番号	要 旨
13	<p><b>陳情のホームページ公開にかかわる手続きおよび留意事項等の検討</b></p> <p><b>提案理由</b> 令和 3 年度の議会運営委員会において陳情のホームページ公開を前提に準備を整えていくことになっております。今後は掲載の手続きや留意事項等について定めていく必要があります。これまでの議論及び議事録の内容にもとづき、少なくとも以下の内容について検討し、公開にかかわる掲載ルールの明文化や運営上の手続き等について確認することが求められると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化</li> <li>2. 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について</li> <li>3. 「その他議会の審査になじまない」と議長が判断するもの」の運営上の確認</li> </ol>
14	<p><b>議会資料のペーパーレス化について</b></p> <p><b>提案理由</b> 板橋区議会では、「議会の ICT 化および情報公開検討部会」を設置し、令和元年 11 月から令和 2 年 9 月にかけて、「議会のペーパーレス化」や「議場および委員会室等へのタブレット端末等の持込み」などについて検討を行いました。しかしながら、執行側の ICT 化が進んでいる中、議会ではほとんど進んでいない状況です。できることから進めていくべきであると思料し、最初に議会資料のペーパーレス化から議会の ICT 化をはじめていくことを提案します。</p>

諮問事項6 特別会計の予算審査・決算調査特別委員会分科会については、  
必要な場合、別途日程を設けることができることとする

1 諮問事項提案会派

共産党

2 提案理由

健康福祉委員会関連の一般会計の他に3特別会計の審査を行うのは、時間的に不十分であると考えため提案する。

3 実施方法

分科会2日目（都市建設・文教児童分科会）に、健康福祉分科会の2日目を開催する。

4 予算規模の比較（令和4年度予算）

（単位：百万円）

	一般会計		特別会計		計	
企画総務	42,723	(18.6%)	6	(0.0%)	42,729	(12.4%)
区民環境	13,071	(5.7%)			13,071	(3.8%)
健康福祉	89,874	(39.1%)	114,568	(99.8%)	204,442	(59.3%)
都市建設	17,071	(7.4%)	182	(0.2%)	17,253	(5.0%)
文教児童	67,051	(29.2%)			67,051	(19.5%)
合計	229,790	(100%)	114,756	(100%)	344,546	(100%)

令和4年度当初予算分科会別審査項目  
一覧表により、各分科会所管の審査項目  
(歳出)の会計別内訳

### 諮問事項 13 陳情のホームページ公開にかかわる手続きおよび留意事項等の検討

#### 1 諮問事項提案会派

自民党

#### 2 提案理由

令和3年度の議会運営委員会において陳情のホームページ公開を前提に準備を整えていくことになっております。今後は掲載の手続きや留意事項等について定めていく必要があります。これまでの議論及び議事録の内容にもとづき、少なくとも以下の内容について検討し、公開にかかわる掲載ルールの明文化や運営上の手続き等について確認することが求められると考えます。

1. 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化
2. 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について
3. 「その他議会の審査になじまない」と議長が判断するもの」の運営上の確認

#### 3 陳情を区議会HP上で公開することの課題とこれまでに決定してきた対応策

No.	課題	付託除外基準の追加等による対応
(1)	個人情報の漏えい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害するおそれのあるもの」を項目として追加</li> <li>・「職員・議員の身分に関し、個別の処分を求めるもの」を説明文として追加</li> </ul>
(2)	事実と異なる又は明らかでない内容を掲載することにより、風評被害が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法令又は公序良俗に反するもの」を項目として追加</li> <li>・「私人間の紛争に関するもの」を項目として追加</li> <li>・「趣旨等が不明確なもの」を項目として追加</li> </ul>
(3)	提出者の思想・信条を広めることに関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他議会の審査になじまない」と議長が判断するもの」の項目で対応し、議長の判断を最大限尊重</li> </ul>
(4)	私人間の紛争に影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「私人間の紛争に関するもの」を項目として追加</li> </ul>



陳情を区議会HP上で公開する上での課題に対しては、付託除外基準の追加や議長の判断を最大限尊重することによる対応とした。

#### 4 検討項目

##### (1) 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化

- ①公開する陳情の対象（審査結果に関わらず全件公開するのか）
- ②陳情の中で公開する範囲
- ③公開の形式（原文のまま公開するのか）
- ④公開開始のタイミング
- ⑤掲載期間
- ⑥文面に記載されている個人情報の取り扱い
- ⑦提出者から公開の了承を得る方法
- ⑧手書きの陳情の取り扱い（筆跡から個人が識別される可能性）
- ⑨件名が長い陳情の取り扱い
- ⑩文字数が多い（何枚にも及ぶ）陳情の取り扱い
- ⑪本文以外の「図面」や「資料」などの添付資料の取り扱い
- ⑫個人を識別できる画像が添付してある陳情の取り扱い
- ⑬著作権者の承諾を得ていない可能性がある陳情の取り扱い（新聞・雑誌・他のHPにおける記事や写真の引用）

##### (2) 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について

- ①提出者が成年被後見人・被補助人・被補佐人である陳情の取り扱い
- ②提出者が未成年者である陳情の取り扱い

##### (3) 「その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」の運営上の確認

- ①現状  
提出された陳情の内容を踏まえて、議長が付託除外の判断を行っている。
- ②議長判断で付託除外とした例

付託時期	件名
令和2年2定	日本大学医学部板橋病院に関する陳情
令和3年3定	速やかに木下富美子氏に対しての懲罰（除名）を東京都議会に求める板橋区議会の決議を要望する陳情
	木下富美子氏を支援した板橋区議会議員に対する調査および問責決議を求める陳情
令和4年2定	「対外的情報省」の設立の意見書を内閣官房長官に提出する事を求める陳情
令和4年3定	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

## 諮問事項14 議会資料のペーパーレス化について

### 1 諮問事項提案会派

自民党

### 2 提案理由

板橋区議会では、「議会のICT化及び情報公開検討部会」を設置し、令和元年11月から令和2年9月にかけて、「議会のペーパーレス化」や「議場および委員会室等へのタブレット端末等の持ち込み」などについて検討を行いました。しかしながら、執行側のICT化が進んでいる中、議会ではほとんど進んでいない状況です。できるところから進めていくべきであると思料し、最初に議会資料のペーパーレス化から議会のICT化をはじめていくことを提案します。

### 3 議会のICT化及び情報公開検討部会の答申（抜粋）【令和2年9月30日】

No.1 「ペーパーレス化について」 及び

No.9 「議場及び委員会室等にノートPC・タブレット端末等の持ち込みについて」

タブレット端末を導入し、議会資料のペーパーレス化を図ることで、議会運営の効率化及び議会活動の活性化が期待できる。また、区の一括調達により、タブレット端末の初期設定や紛失・盗難・故障などのトラブル対応、研修講師の派遣などのサービスを利用することができる。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、区財政が受ける影響は計り知れず、令和3年度予算編成は過去に例を見ない厳しい状況が想定されている。区の新規事業実施の基本的な考えとしては、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の廃止・見直しを前提としているほか、来年度に必ずしも開始する必要のない不急の事業については、実施を見合わせることにしている。

よって、タブレット端末の導入にあたっては、非常に厳しい区の財政状況を踏まえ、実施時期や財源等について、慎重に判断する必要がある。

<対応案>

① 実施時期の先送り

② 財源の確保

ア 政務活動費の額の見直し

イ 費用弁償の額の見直し

ウ 議会運営委員会、行政視察の廃止

エ 議会図書の見直し

※上記のほか、議員所有のタブレット端末の持ち込みによる対応という意見もあった。



令和2年9月30日の議会運営委員会において、「実施時期の先送り」を決定

#### 4 これまでの主な取組状況

- (1) 予算・決算会派資料要求のデータ配付（令和3年2月から）  
→年間約16,000枚の削減
- (2) 一部会議（※）の次第省略（令和3年2月から）  
→年間約600枚の削減  
※ 議案説明会、予算審査・決算調査特別委員会の正副互選、予算審査・決算調査特別委員会分科会
- (3) 議会運営委員会の机上資料の省略（令和3年12月から）  
→年間約3,000枚の削減
- (4) 議会情報誌ムーブの発行をメールマガジンとして配信（令和4年3月から）  
→年間約900枚の削減



議会で使用する紙資料は依然として膨大であり、さらに積極的な取組が必要

#### 5 さらなるペーパーレス化に向けた具体的な提案

- (1) 議員が所有するパソコンやタブレット端末の本会議場・委員会室への持ち込み容認

##### ①現状

- ・本会議や委員会におけるパソコン等の持ち込み・使用を禁止する申合せがある。  
（平成23年8月23日付け及び平成24年2月10日付け議会運営委員会決定）

##### ②提案内容

- ・会議で使用する資料を閲覧できるようにするため、議員が所有するパソコンやタブレット端末の本会議場・委員会室への持ち込みを認め、ペーパーレス化を推進する。

##### ③効果

- ・経費をかけずにペーパーレス化を進めることができる。

##### ④課題

- ・本会議場・委員会室でパソコンやタブレット端末を使用する際のルールを整備する必要がある。
- ・理事者のパソコンやタブレット端末の本会議場・委員会室への持ち込みを認めるか、決める必要がある。

##### ⑤23区の状況（令和4年1月時点）

- ・23区中16区でタブレット端末の導入による議会資料のペーパーレス化に取り組んでいる。（11区は区が調達、5区は議員所有）

(2) データの提供及び活用のさらなる推進

① データ提供に変更するもの

No.	項目	内容	現状	変更後(案)
1	本会議の粗原稿	一般質問、代表質問の校正前議事録	各会派に1部	全議員または必要な議員にデータで提供する。紙ベースは事務局で閲覧可。
2	分科会の速報	予算・決算分科会における質問項目	全議員に1部	全議員にデータで提供する。
3	日程変更通知	議会日程変更のお知らせ	全議員に1部	全議員にデータで提供する。
4	委員会資料要求	委員会であった資料要求	全委員に1部	全委員にデータで提供する。
5	個別調査への回答	調査係に依頼のあった調査の回答	調査依頼のあった議員に1部	調査依頼のあった議員にデータで提供する。
6	政務活動費の手引き		変更がある度に全議員に1部	全議員にデータで提供する。
7	例規集・議会慣行・申合せ事項		改選後、全議員に1部	議会慣行と申合せ事項をデータで提供する。例規集は区HPで閲覧可。
8	所管から提供される資料		全議員または一部議員に1部	全議員または一部議員にデータで提供する。

② 配付を見直すもの

No.	項目	内容	現状	変更後(案)
1	本会議録	本会議の正式な会議録	各会派に1部	区議会HPに掲載しているほか、事務局で閲覧可。
2	区議会ポスター	定例会前に発行する議会日程等のお知らせ	原則として各議員1部	必要があれば、データによる提供を行う。
3	年報	1年間の会議の開催状況や概要	各会派に1部	必要があれば、データによる提供を行う。
4	初当選議員への計画冊子		令和元年は1人39冊の計画等の資料を配付	区HPに掲載しているほか、図書室で閲覧可。

③ 配付部数を見直すもの

No.	項目	内容	現状	変更後(案)
1	区議会だより		全議員合計で1,782部	区議会HPに掲載しているほか、事務局で閲覧可。